

尼崎市都市計画審議会条例

公布	昭和44.10.6	条例42
沿革	昭和52.8.2	条例38
	平成12.6.21	条例37
	平成12.10.4	条例42

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、
尼崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一部改正〔平成12年条例37号〕

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 6人以内

(2) 市議会議員 10人以内

(3) 関係行政機関若しくは兵庫県の職員又は市民 4人以内

一部改正〔昭和52年条例38号〕

一部改正〔平成12年条例42号〕

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

一部改正〔平成12年条例37号〕

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 審議会は、委員及び特別の議事に関係のある臨時委員の半数以上の者が出席しなけ

れば、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び特別の議事に関係のある臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される審議会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(昭和52.8.2条例38)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12.6.21条例37)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に招集される審議会は、この条例による改正後の尼崎市都市計画審議会条例第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成12.10.4条例42)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市都市計画審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成13年10月31日までの間は、同項第1号中「6人」とあるのは「9人」と、同項第3号中「4人」とあるのは「1人」とする。
- 3 施行日から平成13年10月31日までの間に委嘱される委員(補欠委員を除く。)の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に委嘱されている委員の残任期間に相当する期間とする。ただし、再任することを妨げない。